

令和2年11月30日

主文

本件審査請求を棄却する。

事実

第1 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求の趣旨は、後記第2の3記載の原処分を取消しを求め、ということである。

第2 事案の概要（本件審査請求に至る経緯）

以下の事実は、本件記録により明らかである。

- 1 請求人は、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であるa社の事業主であるが、令和○年○月○日時点で、別紙1（滞納金額目録）記載のとおり、健康保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金及び延滞金の総計○○○万○○○円（以下「本件滞納保険料等」という。）を滞納していた。
- 2 健康保険法及び厚生年金保険法の規定により厚生労働大臣から健康保険及び厚生年金保険の保険料の滞納処分の権限に係る事務を受任した日本年金機構○○年金事務所の徴収職員は、令和○年○月○日、本件滞納保険料等を徴収するため、請求人が官署支出官・厚生労働省年金局事業企画課長に対して有する平成○年○月分、○月分及び○月分の健康保険料過誤納金、厚生年金保険料過誤納金及び子ども・子育て拠出金過誤納金の還付金総計○○万○○○円の支払請求権（以下「本件差押債権」という。）を差し押さえた（以下「先行差押処分」という。）。
- 3 ○○年金事務所長は、国税徴収法第128条、第129条の規定に基づき、令和○年○月○日付けで、第三債務者厚生労働省年金局事業企画課長から本件差押債権○○万○○○円を受け入れ、同月○日付けで請求人に対し、換価代金等の交付期日を同年○月○日午前○時とし、○○年金事務所に○○万○○○円

を支払う旨の配当計算書を送付した（以下、この配当処分のうち、子ども・子育て拠出金に関する部分を除くその余の部分を「原処分」という。）。

- 4 請求人は、原処分の取消しを求めて、当審査会に審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨  
（略）

理由

- 1 請求人の主張は、請求人と○○年金事務所担当者との間で、令和○年○月頃に、請求人が令和○年○月に滞納保険料○○○万円以上を支払うこと及びそれまでは差押えをしないことの合意が成立しているから、先行差押処分は違法であり、同処分に基づく配当処分（原処分）も違法であるというものである。
- 2 しかし、先行差押処分がされた令和○年○月○日の時点で、請求人主張の合意を証する納付誓約書等の書面は作成されておらず、これを確認することはできない。

また、先行差押処分の差押えの対象となった債権（本件差押債権）は、請求人が保険者に対して有する保険料の過誤納金の還付請求権であるところ、健康保険法第164条第2項、厚生年金保険法第83条第2項によると、保険者は保険料の過誤納金を将来の保険料に充当することができることとされているから、当該過誤納金の還付金が納付義務者に現実に支払われる可能性は極めて低い。他方、本件のように納付義務者に滞納保険料がある場合に、保険者が、過誤納金を将来の保険料に充当せず、滞納保険料を請求債権として還付金請求権を差し押さえることとしているのは、過誤納金の還付金を滞納保険料の支払に充てることによって延滞金の増大を防ぐためであり、これは納付義務者の利益を考慮した取扱いといえることができる。このような差押債権の特殊性及び差押えの目的が納付義務者の利益にあることを考慮すると、仮に、保険者と納付義務者との間に差押えをしない

との合意があったとしても、保険料の過誤納金の還付請求権については、これを差し押さえることが許されるというべきである。

したがって、いずれにしても先行差押処分は適法であり、同処分に基づく配当処分（原処分）も適法である。

- 3 以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり裁決する。